

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和6年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく、精神障害者保健福祉手帳の交付及び精神障害者保健福祉手帳交付台帳の作成等の交付に関連する事務を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">精神障害者保健福祉手帳新規申請に関する事務(県外からの転入申請等)精神障害者保健福祉手帳更新申請に関する事務精神障害者保健福祉手帳等級変更申請に関する事務精神障害者保健福祉手帳再交付申請に関する事務(破損・汚損・紛失)精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届に関する事務精神障害者保健福祉手帳返還申請に関する事務
③システムの名称	精神保健福祉手帳等関連業務システム, 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー), 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳データベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 14,18,20,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108,113,124,125,141,144,155,161,163の項</p> <p><情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 41の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県立精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分~17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 II ときい値判断項目 1. 対象人数	① 山梨県立精神保健福祉センター ② 所長 小石 誠二	① 山梨県立精神保健福祉センター ② 所長 岩佐 敏	事後	人事異動
平成30年4月27日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月30日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月30日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年5月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の14の項(2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第14条第6号から第12号まで	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の14の項(2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第14条第2号から第8号まで	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正
平成30年5月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令根拠	<情報提供の根拠>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条第1号二、同条第3号二、同条第4号、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から第10号、第28条第1号口、同条第2号から第10号、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口<情報照会の根拠>・番号法第19条第7号 別表第二の25の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	<情報提供の根拠>・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号子、同条第5号、同条第6号ヘ、同条第8号チ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第10号二、第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号まで<情報照会の根拠>・番号法第19条第7号 別表第二の25の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬	所長 岩佐 敏	所長	事後	様式変更
平成31年4月26日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和2年4月15日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	時点修正
令和2年4月15日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月26日 時点	令和2年4月15日 時点	事後	時点修正
令和3年4月16日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月15日 時点	令和3年4月16日 時点	事後	時点修正
令和3年4月16日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月15日 時点	令和3年4月16日 時点	事後	時点修正
令和4年5月9日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月16日 時点	令和4年5月9日 時点	事後	時点修正
令和4年5月9日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月16日 時点	令和4年5月9日 時点	事後	時点修正
令和5年4月28日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和4年5月9日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	時点修正
令和5年4月28日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年5月9日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	時点修正
令和6年5月8日	II ときい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月28日 時点	令和6年5月8日 時点	事後	時点修正
令和6年5月8日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月28日 時点	令和6年5月8日 時点	事後	時点修正
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の14の項(2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第14条第2号から第8号まで	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の22の項	事後	番号法の改正
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令根拠	<情報提供の根拠>・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号子、同条第5号、同条第6号ヘ、同条第8号チ、第20条第2号口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から第11号まで、第28条第1号口、同条第2号から第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第10号二、第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号まで<情報照会の根拠>・番号法第19条第7号 別表第二の25の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条	<情報提供の根拠>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表 14,18,20,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108	事後	番号法の改正及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の制定